

様式 2 - 1 意匠・設備受付チェックリスト (小規模用 (四号物件の一戸建ての住宅等))

建築基準関係規定などに基づき下記事項を確認しました。

設計者又は代理人氏名

?

確認申請提出前に下記項目について内容確認の上、各チェックボックスにレを記入して下さい。
下記事項が確認されていることを前提に審査を行います。

提出前の再確認

- 1 図書又は図書相互における不適合又は不整合、または規則第 1 条の 3 における「図書の種類」もしくは「明示すべき事項」に漏れ等がある場合は、再申請となることがありますので十分ご注意ください。
【これらの内容の正式な審査は、受理後に行われます。】
- 2 本チェックリストは、木造 2 階建て以下の小規模な住宅を想定して作成されております。その他の物件においては、様式 2 - 2 (中・大規模用) を使用して下さい。

項目	備考
図書相互の整合性がとれている。 (法第 43 条許可等の図書と確認申請図書、意匠図と設備図、意匠図と構造図、平面図と立面図などの意匠図相互間)	法第 6 条の 3 による確認の特例などの場合の緩和は、規則第 1 条の 3 第 5 項表 1、2 による。 第 6 項適用による明示すべき事項を他の図書に明示した場合は、その内容を示した図書を添付したか。
規則第 1 条の 3 に規定する「図書の種類」が全てそろっている。	
規則第 1 条の 3 に規定する「明示すべき事項」が全て記載されている。	
建築基準関係規定に基づく許可等は全て取得されている。 (確認申請書の記載事項が許可等の内容と一致しない場合は、変更手続きが完了している。)	

受理時の審査事項

1 添付書類の確認【添付されている書類にレを記入してください。】

規則で定める書類	確認事項
確認申請書	各様式による書類が添付されている。 (申請に係る建築物に法 87 条の 2 の昇降機などが含まれる場合は、八号様式の一部を別紙で添付してあるか。)
建築計画概要書	
建築工事届	
認定型式の認定書の写し (法第 68 条の 10 第 1 項の認定部分を有する場合)	認定書の写しが添付されている。
認証型式部材等に係る認定書の写し (法第 68 条の 20 第 1 項の認証型式部材等を有する場合)	
法第 68 条の 26 に規定する構造方法の認定に係る認定書の写し	別添も含む。
上記以外の添付書類	備考
公図の写し	概要書に添付

2 設計者等の記載・資格等の確認【必要な確認事項にレを記入してください。】

確認事項	適用	備考
委任状が添付されている。 委任状と申請書第 2 面 (建築計画概要書第一面、以下同様) の記載内容が整合している。	代理人	確認の申請を代理人に委任する場合のみ。
建築士免許証の写しが添付されている。 (申請書第 2 面に記載された建築士全て) 建築士免許証と申請書第 2 面の記載事項が整合している。 (代表の設計者は、申請書第 1 面、設計図書も含め整合している。)	代理人 設計者 工事監理者	代理人、設計者又は工事監理者が建築士である場合のみ。
申請書第 1 面および正本に添付された設計図書 (構造計算書は表紙のみ) の全てに記名・押印がされている。	設計者	申請書第一面は記載が自署の場合のみ押印省略可。

建築士法第3条、第3条の2、第3条の3に規定する建築物に応じた設計または工事監理の資格がある。	設計者 工事監理者	左記資格要件を満たしていない場合受理不可。
工事監理者が記載されている。 (未定の場合、未定と記載されている。)	工事監理者	工事着手前に工事監理者及び工事施工者選任届などを提出して下さい。
「建築設備の設計に関し意見を聞いた者」が記載されている (申請書第2面)。 「意見を聴いた設計図書」欄に「別紙図面リストによる」と記載されている(申請書第2面4欄ト)。	建築設備の設計 に関し意見を聴いた者	建築士法第20条第5項(建築設備士)に規定する場合のみ
「作成した設計図書」欄に「別紙図面リストによる」と記載されている(申請書第2面3欄ト)。	設計者	設計者が一の場合は、記載不要。 設計者が複数の場合は、別紙の「図面リストの記載例」を参考に、必要事項を記入した表を添付して下さい。

3 正本及び副本の整合性の確認【レを記入して下さい。】

正本 1通	確認事項
副本 1通	
副本 1通(消防同意を要する場合のみ)	
副本 1通(構造計算適合性判定を要する場合のみ)	
正本と整合性がとれている。	

4 添付図書の確認【添付されている図書・書類にレを記入してください。】

- 法第6条の3による確認の特例などが適用される建築物についても、第1項の表1、2、4、第4項の表1、2の「図書の種類」および「明示すべき事項」は確認が必要です。(規則第1条の3第5項)
- 「明示すべき事項」を他の図書に明示したときは、その図書の添付の確認が必要です。(同条第6項)
- 図面名称は原則規則第1条の3に規定する「図書の種類」と合わせて下さい。ただし、名称が長いものについては「図書の種類」が把握できる程度に省略しても結構です。
- 特定行政庁の条例の規定に適合することの確認に要する図書の添付が必要です。(規則未制定)(同条第7項)

	「図書の種類」	記 入 有	該 当 無	明示すべき事項	
	図面リスト (別紙の例を参考にして添付にご協力をお願いします。)			規則による添付図書は全て申請書第2面の設計者の「作成した設計図書」であるか。	
表1(い)	附近見取図			方位、道路及び目標となる地物	
		配置図			縮尺及び方位
					敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
					擁壁の設置その他の安全上の措置
	各階平面図				土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
					敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
					縮尺及び方位
					間取り、各室の用途及び床面積
				開口部の位置	
				令137条の4の3第3号に規定する措置	

表 2	各階平面図		給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置 外壁に設ける通気可能な建具の構造
	使用建築材料表		内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積 内装の仕上の部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第 20 条の 7 第 1 項第 4 号の表の(1)項又は(2)項に定める数値を乗じて得た面積の合計
	有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書		有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法 換気回数及び必要有効換気量
その他 (令第 10 条第 3 号イからハまでに定める規定にかかわる図書以外の図書) (土浦市が追加要求する図書)	各階平面図		壁及び筋かいの位置及び種類、仕口金物、火災警報器
	床面積求積図		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	軸組み計算、釣合い計算書		軸組み工法の必要壁量と設計壁量の算式等
	壁量計算、最大支持スパンピッチ表、主要部材表		枠組壁工法の必要壁量と設計壁量の算式等

5 関係法令等の確認（一部抜粋）【該当項目にレを記入してください。】

法令、関係法令	その他
建築基準法 許可	建築協定 届出
土浦市建築基準条例 許可	道水路占用 許可
用途地域等・都市計画施設等の位置の確認	雨水等流入 届出
建築基準法の道路の判定	建設リサイクル法 届出
開発許可・制限解除通知	送電線・高圧線下の建築 事前協議
市街化調整区域内 建築許可	
都市計画区域内等における建築許可	
土浦市地区計画条例 届出	
浄化槽明細書 提出	

別紙 図面リストの記載例【A4 サイズで添付願います。】

	図面番号	規則第1条の3による「図書の種類」	設計者
	A00	図面リスト	(作成した設計者)
表1(い)	A01	附近見取図	(作成した設計者)
	A02	配置図	
	A03	各階平面図	
	A・・	床面積求積図	
表1(ろ)	A・・	2面以上の立面図	(作成した設計者)
	A・・	2面以上の断面図	
	A・・	地盤面算出表	
表1(は)	A・・	基礎伏図	(作成した設計者)
	A・・	各階床伏図	
	A・・	小屋伏図	
	A・・	構造詳細図	
表2、表3 (建築設備は 第4項表1)	A・・	耐火構造等の構造詳細図	(作成した設計者)
	A・・	使用建築材料表	
	A・・	室内仕上げ表	
	A・・	有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書	
	A・・	法による許可または認定の図書	
	A・・	容積率に関する図書(敷地面積求積図など)	
	A・・	建ぺい率に関する図書(建築面積求積図など)	
	S01～	構造関係図書、(構造図・構造計算書など)	
	M01	換気設備関係図書	
	M・・	配管設備関係図書(給排水、ガス等)	
E01	電気設備関係図書	(作成した設計者)	
E・・	非常用照明関係図書	×× ××(建築設備の設計に 関し意見を聴いた者)	
・・・	昇降機関係図書		
・・・	その他の建築設備に関する図書		
A・・	建築基準関係規定の図書	(作成した設計者)	